

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

国民生活センターからの情報です

警戒情報

配信日 令和7年4月30日

警察を名乗る電話に注意！ —警察がLINEに誘導することはありません—

〈内容〉警察を名乗る電話の後ビデオ通話に誘導され、個人情報伝えてしまった
昨日、スマホに警察官を名乗る人物から電話があり、「あなたの銀行口座が資金洗浄に使われている。すでに逮捕した犯人があなたと共謀していると言ってもらう。LINEのビデオ通話なら出頭せずに済む」等と言われて、ビデオ通話に誘導された。ビデオ通話では相手から警察手帳を見せられ「被害届が出ている」などと言われた。相手の指示に従い、住所、電話番号、職業、銀行口座情報を伝え、運転免許証を提示した。約3時間通話が続き、金銭を振り込む必要があるなどと言われたところで、不審に思い電話を切った。金銭的被害はないが個人情報の悪用が心配だ。どうしたらよいか。(50代 男性)

その他、以下のような相談も寄せられています

- ・下4桁が「0110」の番号から電話があり警察を名乗って逮捕状が出ていると言われた。
- ・2時間後に電話が使えなくなるとの電話の後、犯罪捜査のためと言われお金を振り込んだ。

★ 消費生活センターからのアドバイス

- ・警察がLINEのトークやビデオ通話で連絡を取ることはありません。
- ・警察からと思われる電話であっても、所属や担当者名、電話番号、内線番号等を聞いた上でいったん電話を切り、警察署等の連絡先を自分で調べた上で相談してください。
- ・知らない番号からの電話は慎重に対応しましょう。また、非通知でかかってきた電話には出ないようにしましょう。
- ・相手が自分の個人情報を知っていたとしても驚かず、簡単に信用しないようにしましょう。自分からも個人情報を絶対に伝えないでください。

※ おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ)

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

長崎県消費生活センター 095-824-0999

【相談受付】 平日(月～金) 9:00～12:00、13:00～17:00

